（一面よりつづく）

さらに「最賃制闘争」の不成功からも、われわれは、今次春闘を他力依存のスケジュール闘争の域を脱していないものと指摘できるし、産業別統一闘争が重大な危機にあることを知らされた。

その克服は、統一闘争が地方・地域において共闘として完全に組織され実行されない限り不可能である。

4、弱点を示した合理化反對闘争

恐慌の深化と技術革新のもとでこの一年間は全産業にわたつて独占のいわゆる「体質改善」のための攻撃がふき荒れた。

合理化反対闘争は企業をこえた労働者の団結によつて拒否する以外にない。

ここに合理化反対闘争の根本問題がある以上、これを企業内闘争にとどめず産業別統一闘争はもちろんのこと、階級全体にその闘争を発展させなければならない。

この点に目標を定め、産業別労組として、また全労働者としての決意と体制の確立が急務であると同時に、政策変更のたたかいとが併行的に組織されねばならない。

（三池としての考え方）

全体的なとらえ方として誤まりはないと思われるが、警職法反対ストおよびその効果を労仂者階級が当然いつでも用意している実力であるという見方はあまい世論の支持もあつたし院内の革新政党の努力にも負うところがあつたからである。

むしろ、だからといつて世論に低姿勢をとるのでなく、世論と一致する労仂者階級のたたかいを如何にして組織するかを積極的に検討すべきではないか。このような討議をふかめたい。

三、炭鉱労働者のたたかい

われわれは昨年の行動方針で、「こんど恐慌が深まるにつれて、独占資本はわれわれが、ここ二、三年のたたかいによつて獲得した労働条件の既得権はく奪をようしやなく行うであろう」と予測してわれわれの構えを点検・強化すべきことを訴えた。

1、長計協定闘争について

中闘は、石炭独占資本が合理化を強化するために現行協定を改悪し骨抜きにする企図をもち、期末手当年内支給にたいする組合員の要望を逆用して、同時期の攻撃をかけて来ることを見抜いて直ちに闘争体制に突入し、十一月二十七日朝、十二社傘下の統一行動を背景に解決をみた。

われわれは、「完全雇用」の一項を挿入することはできなかつたが、その具体的内容たる強制解雇希退募集、勧告をしない確約をとつたのである。

われわれは全組合員の長計協定にたいする理解を深める点が不十分であつたと反省し、越年してでもたたかい抜くべき権利闘争としての把握に欠けていたと考える。

そして、それは本年に入つてからの「企業整備」の一要因となつたことも反省したい。

2、下期々末手当闘争

宇部重点スト突入により、結果的には二二・〇〇〇円の獲得をみたが、下期々末手当闘争は難航を極めたといえる。

宇部妥結後の十三社の部分ストにより二二・〇〇〇円の妥結をみたが、ロック・アウトされた十二月十五日当日の賃金措置をあつせんに依存することになり、不利な解決を結果することになつたわけである。

しかし、あつせんは「部分スト」についての解決ではなかつたしわれわれの態勢さえ固めれば、部分ストを有効な戦術として今後も活用できるものと、われわれは理解するものである。

3、賃闘並びに三井企業整備反対闘争

われわれは、宇部向斜の閉山反対闘争・明労連の企業整備反対闘争を経て賃闘と三鉱連の企反闘争の決戦を迎えた。

三井鉱山のいわゆる「再建案」という名の企業整備は用意周到なまき返しでもあり、春闘における一大闘争を展開するに至つた。

われわれは、すでにふれて来たように、「合理化攻勢」の意義を十分に把握していた。これを「賃闘との同時解決」という路線でたたかい抜いたのであるが、いわゆる「炭労の統一賃金」を守り切ることが、将来の組織上の重大問題であることも十分意識した。

前にもふれたように賃上げ六百円のあつせん案の提示後も、統一闘争の手をゆるめずついに四月六日、十四日におよぶ劃期的な統一闘争のあとで妥結をみるに至つたのである――（註＝経過は省略します）

われわれは「白紙撤回」までたたかい抜けなかつた点を自己批判し、「企業意識の克服」についても反省せざるを得なかつたが、たたかいは山元に展開されているので闘争態勢の再強化をしなければならない。

なお、このたたかいで

(1)敵の組織分断の意図はますます露骨になりつつあること。

(2)トップレベル（最高水準）にたいする集中攻撃は激化する。

(3)三井の妥結を口実にして他社で攻撃をかけてくること。

(4)石炭政策変更のたたかいを軽視してはならないこと。

などを検討したが、とにかく、直接に攻撃を受ける企業連・支部の強力な闘争態勢を核として、炭労統一闘争が微動もなく推進される体制を確立し、その目的が完全に達成されたときに、今次闘争の反省が組織的に活かされたことになるわけである。

（三池としての考え方）

第一に、いわば「思想攻撃」とでもいうべき独占資本の計画的な布陣に対決するためには、われわれはさらにたたかいのあとを検討しなければならない。

とくに、思想には思想をもつてするという原則の上に立ちその完全な展開を図り具体策を立てるべきである。

第二に、一社一山のたたかいの限度を理解する限り、いま現に出されている大手四社における企業整備反対闘争を、炭労の充実した統一闘争として実践しなければならないはずである。

このことの意思統一を明確にしなければならない。

第三に、それらのたたかいの土台が、職場闘争の力であることも自明であるので、この段階にそなえる職場闘争の在り方で討議を深めるべきであると考える。

同時に、遠藤分会長にたいする不当解雇事件にたいする炭労としての全体的な方針を明確なものにしなければならない。

第四に、いわゆる「組織点検」の不十分さがあつては、大きなたたかいが組めるわけはないので、同志的な立場から全炭労的視野で組織上の欠陥や不十分さを討議し合つて、次の前進にそなえたい。

とくに「交流情宣」については具体的な意思統一を行う。

第五に、これからの一カ年は、いままでの数年にも匹敵するくらいの重要さが含まれると思われるので、中央と山元の意思疎通を図るはもちろん、革新政党との関係においても緊密な連繋をとりうるよう常時相互に注意し合う態勢を確立したい

なお、その他の事項については出席代議員間で討議しつつ、より強固な統一態勢の確立のために努力することにして一任願いたい。

（さらに、委員並びに代議員各位は配布された「炭労資料」についてご検討願いたい）

どんな提案があるのか

第一号議案

24年度上期々末手当闘争に関する件

（提案の主旨）

三十四年上期期末手当の要求額は前期同様二六・〇〇〇円とし、その獲得を目指して闘争を推進する。

「要求書（案）」

昭和三十四年上期期末手当に関し、左の通り要求する。

一、鉱員

1、財　源

(1)昭和三十四年三月末日現在在籍鉱員（組合専従者を除く）一人当り平均二六・〇〇〇円（税込、但し勤労団体報奨金は手取り）とする

(2)常傭臨時夫、昭和三十四年四月一日以降の入籍者、昭和三十三年十月一日以降昭和三十四年三月末日に至る間の退職者については別途協議決定する。

2、配　分

各社各山において会社・組合間で協議決定する。

二、職員

職連会議の議を経て中央闘争委員会で決定する。

（三池の態度）

提案を認め、交渉権・指令権・妥結権および今次闘争に関する一切の権限を中央委員会に一任する。

第二号議案

統一勞仂協約・退職手当及びけい肺闘争に関する件

1、**勞働協約**

（提案の主旨）

炭労が統一労働協約を締結することの基本的な理念は、産業別組織としての炭労がその傘下全組合員の労働条件をとりきめることである。そしてそのことは、炭労全組合員の労働条件の向上をはかり企業間格差を縮少し、究極的には労働条件の均一化を目的とするものである。なお協約闘争の進め方としては漸進的統一要求方式をとり、第一次段階（三十四年度）として統一可能の基本事項八項目のみを統一要求する。

「統一労働協約（案）」

（前文）

〇〇〇会社（以下単に会社という）と日本炭鉱労働組合（以下単に炭労という）とは左の労働協約を締結する。

（団体交渉権の確認）

第　条　会社は炭労が唯一の交渉団体であることを認める。但し〇〇〇組合連合会（以下単に〇〇労連という）及び〇〇地方連合会（以下単に〇〇地連という）の団体交渉権を排除するものではない。

（ユニオンショップ）

第　条　会社の従業員はすべて支部の組合員でなければならない

2　次の者は前項の規定の対象から除かれる。

（一）労働組合法第二条但書第一号に該当するもの。

（二）支部規約で非組合員と認めたもの。

3　会社は支部を脱退しまたは除名された従業員を直ちに解雇する。

（協約の適用範囲）

第　条　この協約は会社の従業員である支部の組合員に適用する但し、組合員以外の従業員についても会社と炭労あるいは支部との間で協議決定されたものに関しては適用する。

（協約の優先）

第　条　この協定に基いて定められた諸協定に抵触する就業規則その他の諸協定ならびに労働協約は無効とし、その無効となつた部分についてはこの協約の定めるところによる。

2　前項の趣旨に従つて速やかに文言を改めなければならない。

（既存の協約との関係）

第　条　会社はこの協約を理由にこの協約に抵触しない既存の労働協約を変更しない。

（差別待遇の禁止）

第　条　会社は組合員であること組合活動を行つたこと、または人種、性別、宗教、政治的信条の別あるいは政党その他の政治団体への加入、公職就任等を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

（組合活動の自由）

第　条　会社は組合員の組合活動の自由を認める。

（有効期間）

第　条　この協約の有効期間は昭和三四年　月　日より昭和三五年　月　日までとする。

但し、期間満了二カ月前までに当事者のいずれか一方より改訂の意志表示がなされない場合はこの協約の効力は更に一年間有効とする。

2　前項の期間までにこの協約の一部につき改廃の意志表示のない他の部分は更に一年間有効とする。

3　前項の意志表示は改定案を同時に提示し文書でしなければならない。

（附則）

第　条　この協約の証として本書二通を作成し、労使各々一通を保有する。

2、**退職手当**

（提案の主旨）

行動方針で確認されたように「各企業連間の格差の是正ならびに具体的内容の引上げに重点をおく」こととするが、完全な統一要求は実態上困難性があるので、一部条項については、それぞれの特殊事情に応じた要求とする。

【退職手当要求書（案）】

現行三鉱連協定で改訂要求となる主なる点は次の三点である。

〇基準賃金

退職時における本人の健康保険標準報酬日額の八五％相当額を一〇〇％相当額とする。

〇基準支給額

勤続満五年までの期間　一年に付　基礎賃金二〇日分を二五日分

〃満五年を超え満十年迄の期間　〃　〃　二六日分を三三日分

〃一〇年　〃　十五年　〃　〃　三七日分を四二日分

〃一五年　〃　二〇年　〃　〃　四八日分を五三日分

〃二〇年　〃　二五年　〃　〃　六四日分を六六日分

〃二五年を超える期間　〃　八〇日分を八三日分

〇特別加給

(1)会社都合により解雇されたとき。

(2)停年により退職したとき。

(3)業務上の死亡並びに傷病のため従来の業務にたえないと認められ退職したとき。

(4)業務外の死亡並びに傷病のため従来の業務にたえないと認められ退職したとき。

(1)(2)(3)項に該当する場合

基礎賃金二〇日分を二二日分

〃満五年をこえ満一〇年迄の者　基礎賃金四〇日分四四日分

〃満一〇年をこえ満一五年迄の者　基礎賃金六〇日分を六六日分

〃満一五年をこえ満二〇年迄の者　基礎賃金一二〇日分一三二日分

〃満二〇年をこえ満二五年迄の者　基礎賃金一五〇日分を一六五日分

〃満二五年をこえる者　基礎賃金一八〇日分を一九八日分

(4)項に該当する場合

一〇日分を一一日分

二〇日分を二二日分

三〇日分を三三日分

四〇日分を六六日分

五〇日分を八三日分

六〇日分を九九日分

3、**けい肺要求**

（提案の主旨）

三井の現行協定への到達のための要求である。

（三池の態度）

イ、提案内容は認める

ロ、当面するわれわれの闘いの中心は、既に出された大手四社及び出されようとしている杵島の企業合理反対闘争を勝ちぬくことにおくべきであり、二号議案の闘争の時期、方法については、この関連を十分考慮すべきである。

ハ、労仂協約及び退職手当に関する交渉権・指令権・妥結権および今次闘争に関する一切の権限を中央闘争委員会に委任する。

第三号議案

労仂法規改悪反対闘争に関する件

（提案の主旨）

労働三法を改悪して労働者の諸権利を一層制限したいということは、独占資本が数年来主張してきていたものであるが、最近倉石労相は「労働法制研究会（仮称）」というものを設置し、労働関係法全般にわたつて改正を行いたいという意図を明らかにした。われわれはこのような政府・独占資本の企図を粉砕し、労働者の基本的権利を擁護するため断固として反対闘争を推進する。

（三池の態度）

イ、提案を認める。

ロ、このための実力行使指令権を中央闘争委員会に委任する。

第四号議案

日米安全保障条約改定反対闘争に関する件

（提案の主旨）

日本国民はいま軍国主義と戦争の道を歩むか、安保改定に反対し進んで日米安保体制を廃止して独立、自主中立、平和的繁栄の道を進むかの岐路にたつているわれわれは、総評に結集した労働者階級を中心としてすべての国民との共闘をひろげ、その先頭にたつて安保改定を阻止し、さらにその力を安保体制の廃止にむかつて発展させるため、全力をあげて闘いを推進する。

（三池の態度）

イ、提案を認める。

ロ、このための実力行使指令権を中央闘争委員会に委任する。

第五号議案

綱領作成方針に関する件

（提案の主旨）

組織綱領

「組織」ということは運動全体の土台となるものであり、組織綱領はいわゆる狭義の組織問題という限定した見方からのものではなく、運動を全体としてとらえることが必要である。そういう視点から運動と組織の相互関係を明らかにし、運動全体の正しい発展の方向をみい出そうとするのがこの組織綱領の課題である。

賃金綱領

労働運動の歴史は同時に賃金闘争の歴史でもあつたし、わが国においては労働者搾取の根源が植民地的低賃金の制度におかれ、この低賃金を打破することが労働者階級の一貫した闘争目標でもあつた。そういう意義からわれわれは「組織綱領」に示される運動の基本路線にのつとり低賃金構造打破の闘争路線を明らかにする。

（三池の態度）

提案を認める。